

# 建設水道常任委員会

平成26年6月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎宮崎 和彦	中川 靖広	小野 隆雄
飯高 昭二	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長		

## 2. 欠席委員

紀 良治

## 3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	岡村 智生
観 光 産 業 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	手塚 仁
都 市 整 備 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	関口 修	上下水道部長	谷口 裕司
上水道課長補佐	猪川 恭弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	上埜 幸弘		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長

時間になりましたので、ただいまより建設水道常任委員会を開会いたします。

なお、紀議員から欠席の通告を受けておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、小野委員、飯高委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしくお願ひします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課  
長

続きまして、2枚目でございます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課  
長

次に、3枚目をご覧ください。工事位置図でございます。県道王寺三郷斑鳩町線から、チサンマンション5番館西側とチサンマンション2番館東側の里道をとおり町道548号線までの路線231.9mと、県道王寺三郷斑鳩線内の路線18m、あわせて249.9mでございます。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方及び契約金額につきましては、去る5月16日に指名競争入札を行い、落札となるべき価格の入札者が2社あり、後日くじにより落札者を決定した結果、株式会社森本組奈良営業所、落札率88.5%の1億1,680万3,080円となっております。

次に、工事概要でございます。資料1をお願いいたします。管渠の築造といたしまして推進工事を、県道王寺三郷斑鳩線内に発進立坑を設け、北側の町道543号線内の到達立坑に向けて約231m施工いたします。下水道管は直径40cmのコンクリート管でございます。

そのほか、同じ発進立坑から県道王寺三郷斑鳩線内に埋設されている町の主要な管渠であります龍田西幹線管渠に向けて管接続となる推進工事と、県道内の東側で龍田西5丁目付近の面整備用のマンホールを設置し、推進工事を行います。ともに、直径30cmの鋼管による推進工事、鋼管内に直径20cmの塩ビ管で仕上げてまいります。

次に、推進機械の発進及び到達としての立坑工3箇所、薬液注入による地盤改良として補助工3箇所、マンホール施設として人孔工3箇所、竜田工業、チサンマンション等の取付管工事1式、舗装復旧等の付帯工1式でございます。

工事期間は、議会の議決後275日間、平成26年6月19日から平成27年3月20日までを予定いたしております。

以上で、議案第23号 平成26年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、なにとぞ原案どおりご承認賜りますようお願い

いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 この入札については、今課長からの説明あったように2社による同額の応札ということでね、くじ引きにより決定したということですが、その入札価格がね、事前公表している低入札調査価格ですか、その限度額っていうんですか、これ以下でしたら調査するという価格であったように聞いておるんですけどね、こちらが公表している価格で同額でという入札ということは、ちょっと考えにくいなということもあるんですがね、過去にはこういうこともあったんですかね。

下水道課長 低入札調査基準価格で落札した入札は、過去にありました。

小野委員 それで、その価格で2社が来た。2社がそのような入札をしたということは初めてと理解したらいいですか。

下水道課長 初めてでございます。

小野委員 制度上、それで入札が正確に行われたとみなすべきだと思うんですがね、やはりこちらのほうから価格表示している、失格価格というのは計算式だけですのでね、ちょっとわかりにくい、わかりにくいっちゃうかやはりきちっとしなければいけないということもあるんですけどね、どうなんですかね、この低入札調査限度価格っていうんですかね、これを事前公表するというのは、まあ最初この制度できたときから、事前公表っていうことでやってきているんですがね、公にしてもいいことなんですが、これもなんかこう計算式、失格価格のようにね、ちょっとわかりづらっちゃうんですか、その価格に偶然2社が応札してくるっていうことはちょっと考えにくいと思いますのでね、そういう点は改善することはできないんですかね。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、町の場合、入札予定比較価格、まずこれは公表しております。次に、今質問者おっしゃいましたように低入札調査基準価格、これについても公表いたしております。失格価格については当然公表しておりません。といいますのは、入札比較価格と低入札調査価格、公表しておりますのは、ご存じのようにいろいろな、不祥事と言うたら語弊があるかも知りませんが、やはり、例えば南部のほうで災害のことで今裁判になっておると思いますが、あれ、低入札調査基準価格公表していなかったんですわね、あれは。そういうことから、業者の方がこの価格を知りたいということでいろいろ方策をされた。これを知りたいということは、自分は仕事を取りたいと。せやけどもどこまで下げたらええんかというのは非常にわかりにくいから、非常にいろいろ業者も考えられて、ああいう林野庁の関係で不祥事が起きたと思います。

町といたしましても、やはりそういうことが起こってはいけないということで、一番上限とこの低入札調査価格、基準価格、これについては公表いたしております。それで、失格価格につきましては、これはやりますと、これからこれやりますと、やはり業者さんの積算能力にかかわってまいります。積算能力もやはり低下してはいけませんということで、一番最低だけは非公表にしております。ただ、そういうことでやはり町といたしましても、そういう不祥事というか、そういう事件を未然に防ぎたいということで公表しております。

それと、調査価格と基準価格、これはもう下のほうの価格です。これで業者さんがいろいろな事情で仕事を取りたいという業者さんが数社あった場合には、かといってあまりにも下げたないということの場合には、この調査価格で、他町村でも入れられております。これが上限いっぱい100%でくじ引きになったら、これはもうおかしいということで、当然町も調査入りますけども、ぐっと下回っておる分なので調査は入ることはいたしませんけども、それによってより競争性が高まっていると

いう具合に考えております。

小野委員 私はまあ、低入札調査制度というのは、ある1つの入札経過からね、当時いろいろ申し入れして、何かいい方法はないのかということで、それでまあ町のほうからね、提案してもらって、これを運用してもらっているということで、まあ、私はこれは必要だと思っています。ただ、その限度額で2社が出してきたということについてね、ちょっと異常かなと思ったんですけど、まあ今副町長おっしゃるとおりだろうなと思います。それで、純粹に競争してきているということで。その逆でね、入札予定価格、全、そこでみんなそろえてきた場合には、やはりこれはちょっと問題あると思いますが。だから、こちらが考えている自由競争を、どう言うんですか、しっかりとするために、また、ちょっと言われても官製談合とか、そういうことが起きないようにということでこれ取り入れてもらっていることで、まあよろしいんですけどね。

今、公共事業のいろいろな、以前はね、この調査価格より下でね、いろいろ応札もしてもらえたほうでもありますねんけど、やはりあまりにも安いもので公共事業されたら、後のこともいろいろ考えなければいかんと思いますし、慎重にやってもらいたいなど、そういうことだけでちょっと意見として述べておきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 認定第2号 町道の一部廃止についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佃田建設課長。

建設課長

認定第2号 町道の一部廃止につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

建設課長

資料2をお願いいたします。廃止する路線といたしまして、町道401号線の一部、岩瀬橋がいかるがパークウェイの整備に伴い落橋されましたことから、その部分に係ります稲葉西1丁目361番1先から稲葉車瀬2丁目556番1先、延長32mを廃止するものであります。

資料2枚目のやや左上のほうに廃止する岩瀬橋部分を赤で示しております。その右側へ黒色の点線で県道大和高田・斑鳩線までが一部廃止後の町道401号線となり、起点が稲葉車瀬2丁目556番1先から興留4丁目407番1先までとなり、延長は1,923.4mから1,891.4mとなります。資料3枚目に詳細図をつけております。

以上、認定第2号 町道の一部廃止についての説明であります。ご審議のうえ、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり認定

することに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第3号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

最初に、下水道工事進捗状況についてでございます。事前委員会で報告いたしました内容から、特段変化はございません。現在、稲葉西2丁目地内 紅葉ヶ丘自治会内と、興留8丁目地内、南興留第3自治会内、そして高安西1丁目地内、高安西団地自治会内の集中浄化槽を利用されている3区域について、発注作業を進めており、6月13日に入札を予定いたしております。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料3をご覧ください。平成26年5月31日の状況でございます。平成26年度に入り、接続申請を50件の申請をいただき、申請総数が2,959件、利用世帯総数が3,345世帯となり、接続率は65.7%でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては、増加なく43件でございます。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請につきましては、1件の申請を受け付け、総数が39件となっております。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備  
課長 都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、報告をさせていただきます。

初めに、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保について要望活動の状況でございます。本日午後から奈良県県土マネジメント部長に対しまして、また、6月20日には奈良国道事務所長に対しまして、町長から事業促進と予算確保についての要望書を提出させていただくこととしております。また、その際には住民代表で組織されるいかるがパークウェイ推進協議会の要望書をあわせて提出させていただきたいと考えております。その後、奈良県選出の国会議員の先生方、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省本省等に対しましても、事業促進と予算確保の要望活動を行っていく予定で準備を進めております。

続きまして、法隆寺線整備事業であります。国道25号取付部分において残っております1件の関係につきましては、去る6月4日、事業用地の地権者と副町長との交渉におきまして地権者の合意が得られましたことから、6月16日に用地取得に係る契約を締結させていただく予定となっております。なお、契約締結後は、中央公民館敷地の一部を事業用地の代替用地として提供していくこととしており、代替用地の引渡しに向けた諸手続と支障物件の移転など工事に着手していくこととなります。つきましては、中央公民館の利用者の安全面にも配慮し、教育委員会とも協議、調整を行ってまいりますとともに、公民館利用者への周知を行いながら、工事を進めてまいりたいと考えております。また、同

時に国道25号との取付部分について、関係機関との交差点計画の検討、協議、また、道路の詳細設計など法隆寺線整備工事着手に向けた準備にもあわせて取りかかってまいりたいと考えております。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 交差点の供用開始はだいたい予定で何年ぐらい、何年もかからへんの、どれぐらいの予定なん。

都市整備課長 計画といたしましては、平成27年度に法隆寺線本線の整備工事をし  
てまいりたいと考えておりますものの、供用形態につきましては、今後警察等とも協議を進める必要がございますので、時期については、今ここで明らかにさせていただくのはご容赦いただきたいと思います。

中川委員 供用開始は警察とも協議するからいつになるかははっきりできないということやけど、工事は27年度に完成するということですか。

都市整備課長 27年度の工事の予定で進めております。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 前回の閉会中の建設水道常任委員会で、パークウェイが700m延伸されて供用開始された、その後の交通規制っていうんですかね、いろいろ考えてもらってやった中で、いろいろな意見が委員さんからも出ましたし、また、説明も受けました。公安委員会のほうでこれは設置してあったり、信号機の設置も住民からも要望もありますということも町長からも話がありましたが、あれは、当麻道、農協からの交差点で事故も起こったことやし、そこの信号設置、この信号設置も公安委員会の管轄に

なってきますが、なかなか要望がたくさんあって順番がまわってくるのにいろいろ苦勞されているということなんですけど、その中で町長もね、議会からもそういう意味でアプローチしてもらったらどうだろうというような提案もありましたんでね、委員長のほうで、できましたら委員皆さまに諮っていただいて、町からの要望出しておられる、その信号、いろいろなことも要望出しておられると思いますが、農協からもあるし、それとの交差点の信号にちょっと皆さんの意見をまとめてもらって、最終日でも議会として、まあ決議になるのか要望になるのか、それらもまとめていただいて、1つの意思表示っていうんですか、それをさせていただきたいなと思うんですが、その点もよろしくお願いします。

委員長　　今、小野委員から提案がございましたパークウェイの信号機の設置についてですけども、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますので、どなたか意見ある方、どうですか。　中川委員。

中川委員　　あのような交差点は何か所できるんでしょうか。

委員長　　松岡都市整備課長。

都市整備課長　　同じような交差点と言いますとどのような分類をさせていただいたものかと思うのですが、同じ規模と考えられますのが、今小野委員おっしゃいましたJAから南へ、405号ですね、405号とパークウェイの交差点、それと、平太池南側、410号ですか、との交差点、それと、白山神社の南側あたりが同程度の規模になってこようかと思えます、今の供用区間では。

中川委員　　今の供用区間で3か所ぐらいあるということで、全体で言うたらかなりまたふえてくるねやろうけど、それまあ、町としてはその、そういう交差点、同等の交差点に全部信号の設置要望していかはりますの。

都市整備課長 今申しあげた箇所につきましては、要望にあげさせていただいております。それと、また三室区間延伸の区間につきましても、必要と思われる箇所については追加をしていきたいと考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 小野委員のほうから出された提案についてですけれども、私、パークウェイの推進自体は反対の立場ですけれど、できている部分についての安全対策を求めていくということについては一致できますので、委員会として意見がまとまるようであれば意見書をあげていくということで諮っていただければと思います。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、取りまとめのため暫時休憩いたしますので。

( 午前 9時27分 休憩 )

( 午前 9時49分 再開 )

委員長 再開いたします。

休憩中に取りまとめができましたので、お諮りいたします。

お手元に意見書をお配りしております。この意見書を当委員会として発議することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出いたします。

これをもって都市計画道路の整備促進に関することについて質疑を終結いたします。

次に、3番、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。松岡都市整備課長。

都市整備課長 J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについてございますが、前回委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

以上、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3番、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町営高塚団地について、理事者の報告を求めます。

佃田建設課長。

建設課長 斑鳩町営高塚団地の現状につきまして、資料4の平成25年7月撮影の航空写真により報告させていただきます。右側が北側となります。そして、赤線で囲んでいる箇所が斑鳩町営高塚団地の一部用途廃止する前の元の区域であります。現在残っております1棟が赤線内の左上の1棟であります。その部分の赤線外に取り囲むように建っておりますのが、入居者の建物であります。また、その下に白く写っておりますのが、町営住宅から水道を引き込んでおられる建物であります。

そして、またこの13日、弁護士に残る入居者の退去について相談をする予定となっております。

以上、斑鳩町営高塚団地の現在の状況報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この白い赤線の南側に見える白く写っている屋根が、その入所者が持つてはる家だと思うんですけど、これは、歩いてはほかからこの家に行く里道みたいなんあるのかな。高塚団地中を抜けやんとこの家へ行かれへんのかな。

建設課長 今現在は、この赤線内の中央に道が写っておりますねんけども、ここを通ってその左上の、赤線内左上の団地。

今、白い建物につきましては、赤線外のすぐ左に建っておりますものが、水道を引き込んでおられる建物であります。これにつきましても、町営住宅の道路部分を通って進入しておられます。

中川委員 いやだから、町営の団地中を通って進入してはんねん。これ以外に里道かなんかでこの家に入るルート、道はないんですかって聞いてんねん。

建設課長 この周囲につきましては、そういうものはございません。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 13日に弁護士と、顧問弁護士と相談されるということなんですけどね、やはり民法上の問題、今同僚委員が言っているのはね、民法上の問題だと思うんです。だから、ここを遮断することによって、囲繞地をつくるっちゃうことは、やはり避けなければならないのではないかなと、そのことも弁護士とも相談、そういう話はされるかなと思いますけど、それらについても、通行できる区間を確保するというので、私はクリアできるかなと。今、その建物がこれを接道ということで建築基準法上でやっていっているとか、そういう問題があるんだったら、それはまた

話別だし、聞くところによると、建築確認とっておられないと。

それから、まずこの町営住宅をね、私は一般質問でもいろいろ、住宅条例をひもといていろいろ話ししました。やはり、もう現在、退去しなければいけないような状況に利用されていると、そう思わざるを得ませんので、町長はそういう場合には明渡し請求できるということも明文化されていますので、まずその周辺のこと、周辺のことじゃなくて退去してもらおうと。それらについては、囲繞地になってしまうとか、そういう問題については、また交渉する。転居してもらおうもう条件はもう越えてしまっているんですよ、そういう要素は。もう違法行為をやっておられるんですからね、町営住宅条例に違反してずっとおられるということをしつかりと弁護士にも説明してもらったほうが私はいいと思います。まず出てもらう。いろいろなことで、いろいろな話、例えばこの前の委員会でも水道引っ張ってやるから出られへんねんとか、そういう話がいろいろ出ていますけどね、毅然と私は、町営住宅条例に違反して、今契約している方はもう欠格事項に当たるということで相談されるのがベターであると。

それで、その後のことについては、それは民法上の問題とかいろいろな問題もありますけど、まず、ここは退去してもらって、これを普通財産にして、それで地域交流館を建てていって、その中で通路も確保するんやったら、そこの専用の通路じゃなくて、やっぱり地域交流館の建物の中へ入っていく通路は確保して、この囲繞地をつくらないということは後での問題だと思います、だから、まず退去しなければいけないということを本人さんにも確認してもらおう。この周辺に建物何か所かありますので、これ、上から見ると、それらがそういう囲繞地になっていくんかなと、ちょっと心配してますねんけどね。まあそれらもしっかりやってもらったらいいと思います。

それで、これ高塚の集会所だと思いますけどね、ここの敷地はどういう、ここへ今財政課いてないねんけど、どういう感じになっているんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 土地につきましては町の普通財産ということになっておりまして、高塚町自治会の会館としてお貸ししているという、無償貸付けという形でございます。

委員長 ほか、ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、小野委員もちょっと触れられたんですけども、この赤い枠の南、西南側ですね、その白いところは町営住宅に入居してはる人の建物やということですけど、それ以外にも3つ見えますけど、これはどういう建物で、これは建築基準法で言うとうどうなんですか。これも進入路っていうのは見当たらないかなと思うんですけど、人、住んではるんですか。

(「右や左言うてわからんようになったんやん。もう1回言うてくれたらええねん」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前 9時59分 休憩 )

( 午前10時04分 再開 )

委員長 再開いたします。

木澤委員。

木澤委員 この赤枠に隣接している家の所有者っていうんですかね、は、その町営住宅に入居してはる方と、またもう1軒別にあるっていうことで理解したらいいんですかね。

委員長 佃田建設課長。

建設課長 町営住宅に入居されておられる方と、もう1軒、白い屋根の方がおられます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
次に、(2)農用地区域の見直しについて、理事者の報告を求めます。  
井上観光産業課長。

観光産業課長 それでは、農用地区域の見直しについて報告をさせていただきます。  
農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域は、一般的に農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の観点から、総合的に農業の振興を図るべき地域となっております。その中で、農地や農業用施設用地など農業経営に使うべき一団の土地として農用地区域が設定されております。この農用地区域の土地は、ほ場整備や農業近代化施設整備などの補助事業の対象になる反面、住宅や店舗などの建設できないなど、土地利用上の制限がございます。

今回、この農用地地区の見直しを計画しておりまして、見直しの内容といたしましては、今年3月に供用開始いたしました稲葉車瀬区間のいかるがパークウェイに隣接する農用地区域の土地を農用地区域から除外するというもの、もう一方、白石畑地区の農地について新たに農用地区域に編入するというものでございます。

恐れ入りますけど、資料5をご覧くださいませでしょうか。稲葉車瀬地区の農用地区域の除外についてですが、緑色で着色しております部分が既存の農用地区域でございます。紫色で着色した部分については、現在は農用地区域ですが、いかるがパークウェイの供用に伴い、将来的に沿道サービス等の土地利用の需要が見込まれる可能性があることから、

農用地域から除外を計画しております。

次に、農用地域の編入についてでございますけれども、資料の次のページをご覧くださいませでしょうか。白石畑地区について、既存の農用地域はございませんが、オレンジ色で着色した部分において新たに農用地域に編入するというものであります。これにつきましては、農用地域に編入することにより、農業施策として農業土地基盤整備や農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業等、国からの補助を受けることができる地域となりますことから、農用地域に編入する予定であります。

以上で、農業地域の見直しについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 除外のほうでちょっと聞きたいんですが、この今、紫色以外にはその農用地域っていうのはないのかな。供用開始した中で。

観光産業 今回、稲葉車瀬区間、供用した中では、この区域だけでございます。

課長

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 区域編入、白石畑の件なんですがね、今まではそうしたらどういう区域というようになっていたのか。それと、当然地権者ともいろいろ話をされているんだと思いますが、その経過というのはどういうようになっていますか。両方についてね。

観光産業 白石畑地区につきましては、単に農業振興地域ということで、まあ一般に言う調整区域という位置づけになっております。

課長

経過ということでございますが、地元の経過というご質問でございますけれども、編入について白石畑地区においては平成26年2月の5日

に集落の説明会を開催いたしまして、編入することについてのご了解を  
いただいております。

小野委員 パークウェイの、稲葉車瀬の除外についてのその地元説明会というん  
ですか、それはどうされているんですか。

観光産業 稲葉車瀬地区につきましてもですね、この6月8日でございますけれ  
課長 ども、こちらのほうにつきましては、地域が分かれています関係で土  
地所有者の方にお集まりいただきましてですね、説明会を開催して  
いただきまして、特にこの除外するということについての反対意見等はござ  
いませんでした。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
次に、3番、特別用途地区の指定及び用途制限の緩和条例制定にむけ  
た流れについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備 それでは、特別用途地区の指定及び用途制限の緩和条例制定に向けた  
課長 流れにつきまして、説明をさせていただきます。

特別用途地区の指定及び建築規制の緩和の内容につきましては、昨年  
11月の本委員会でご説明をさせていただいたところではありますが、そ  
の後、国土交通省近畿地方整備局、奈良県建築課等との関係機関との事  
前協議や現地調査も重ねてまいりました。規制の緩和の内容につきまし  
ては、昨年11月の本委員会でご報告をさせていただきました内容から  
変わった点はございませんが、今後の特別用途地区指定と用途制限の緩  
和条例の制定に向けてのスケジュールを報告させていただきます。

それでは、資料6をご覧くださいませでしょうか。特別用途地区の指

定の法的な構成といたしましては、大きく2つに分かれております。

まず、この資料の右側の欄をご覧くださいと思います。このうち、特別用途地区における規制の内容は条例で規定することとされており、用途制限の緩和条例を制定していくこととなっております。用途制限の緩和条例の制定には、建築基準法第49条の規定によりまして国土交通大臣の承認を得る必要がありますので、それに向けた事前協議を昨年度から行っております。承認事務を所管されています近畿地方整備局による5月8日と26日の2回にわたる現地調査も終了いたしまして、承認申請の内容もおおむね確定したところでございます。

今後、用途制限の緩和条例案につきましては、8月上旬に国への承認申請を行い、8月下旬に承認をいただける見込みとなっております。その後、9月議会に本件条例案を上程させていただき、10月1日からの施行を目途として進めてまいりたいと考えております。

一方、並行して進めます区域の指定につきましては、資料の左側の欄をご覧くださいませ。これにつきましては、斑鳩町の都市計画決定事項であり、県知事の同意が必要となるため、こちらも現在事前協議を行っております。

なお、地元説明会につきましては、5月24日、25日の2日間で実施いたしまして、約110名のご参加をいただきまして、用途緩和そのものに対する反対意見はございませんでした。そのほかいただきましたご意見といたしましては、ラブホテルやパチンコ店ができてしまわないか、住民でない人も店舗をできるようになるということか、全国チェーンの店も出店できることになるのか、指定範囲はなぜこの地域に絞ったのか、交通安全対策はどのように考えているのかなどのご意見がございました。

また、5月30日には、都市計画審議会におきまして、本件の申請手続きの状況について報告をさせていただき、歩行者の安全対策等も用途緩和と一体的な問題として考えるべき、住民の方の意見をしっかり汲み取りそのフォローを大切にすべき、町外から来られた歩く人の目線に立ったサイン計画を考えるべきといったご意見を賜っております。

今後、県との事前協議を継続してまいりまして、7月1日にはこの都市計画案を公告、15日までの2週間の縦覧を経て、7月24日、都市計画の最終案を都市計画審議会に諮問させていただきたいと考えております。そこでご審議を賜りまして、いただきます答申をもとに、8月上旬に県に同意協議書を提出、8月下旬には同意をいただけるものと見込んでおりまして、緩和条例の施行と同じく10月1日に都市計画決定の告示を行ってまいりたいと考えております。

以上、特別用途地区の指定及び用途制限の緩和条例制定に向けた流れにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 住民の皆さんからいただいた意見として課長のほうから報告いただきましたけど、ラブホテルとかパチンコ店というのは斑鳩町でもその検討委員会をつくっていますので、出店を規制していくということはできるかと思うんですけど、大手のチェーン店とかその辺のところの出店については、今つくった規則ですね、あの辺ではどうなっていましたかね。

都市整備課長 全国チェーンの店の出店につきましては、特段、規模要件に合致する範囲であれば、出店いただくことは可能です。

木澤委員 今後まあ、じゃあ、そういう大手チェーン店なんかが出店をしたいというふうに要請、要望があったときに、町としてはどう考えていくんですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 大手チェーン店がいったいどういうものを出店されるかという問題でありまして、大手かどうかというようなところを審査するところ

ではないと思いますので、具体的に何をされるかといったところを審査をしていくものと考えております。

木澤委員 私、大手って言い方しましたけど、例えばコンビニとかああいうものですね、ができていくとかいうふうになってきたときに、地域になじむのかなじまないのかっていう判断はどういうところでしていこうと考えていますか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 店舗というのはですね、出店可能ということになっておりますので、部長 コンビニであるから一概にだめやといったことではないかと思えます。当然場所が場所ですので、意匠、形態等もですね、それに似つかわしいものにやっぱりしていただくといったことの協議は当然進めていくことになると思います。

木澤委員 そうしたらまあ、そういうふうに出店したいというふうに申し入れがあったときに事前に協議をしていくということで理解しておいていいんですね。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設 それでは、平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、部長 当委員会に関することについて説明をさせていただきます。

まず、議案書をご覧いただきたいと思いますが、議案書の7ページで

ございます。

まず、歳入でございますけれども、第14款国庫支出金、第4目農林水産業費国庫補助金では、2月14日の大雪により町内の農業施設に被害が発生したことに対しまして、国の補助金を活用して被災施設の再建を支援する事業を実施することといたしまして、その財源として、被災農業者向け経営体育成事業補助金で1,445万円の増額をお願いするものでございます。

また、第5目の商工費国庫補助金では、民間事業者が実施されます地域活性化に資する事業に対して国が支援する交付金が町に交付されますことから、地域経済循環創造事業交付金で2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

まず、第5款農林水産業費、第7目地域農政推進事業費では、被災農業者向け経営体育成事業補助金で2,115万2千円の増額をお願いするものです。

次に、第6款商工費では、第2目商工振興費で、本年も商工会が行われますプレミアム商品券・リフォーム券の発行に対しまして、その費用の一部を支援することといたしまして補助金を交付するものでございます。20万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5目歴史街道ネットワーク事業では、地域活性化に資する事業を実施する民間事業者に対して、まちあるき観光拠点づくり推進事業費補助金で2,000万円の増額をお願いするものでございます。

以上が、議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についての説明でございます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑・意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員

地域農政推進対策事業費、結構な金額で国からも補助金が出ているんですけども、この事業のもうちょっと具体的なことを教えてほしいん

ですけど。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設 この事業につきましては、先ほど申しました2月14日にですね、大雪が降りまして、それで農業施設、例えばブドウの棚であったりですね、あるいはナシの棚あるいは木ですね、そういったものの被害が発生いたしまして、今のところ8件の被害が報告されております。これらのつぶれたものを撤去して再建すると、こういったものでございます。

木澤委員 雪害対策と。わかりました。

それと、もう1つですね、歴史街道ネットワーク事業の、これも2,000万円という金額ですけども、これもちょっと具体的にどういうことなのかというのと、内訳をちょっと教えてほしいんですけど。

都市建設 この事業はですね、民間事業者、いわゆる三町のほうでまちあるき拠点づくりを今現在進めていただいておりますけれども、その中で、カフェの出店ですね、につきまして、事業者のほうで事業を今計画されております。その事業に対しまして、事業費全体ですね、半分を金融機関から借入れでなされます。その残りの半分に対しまして国が全額を補助すると。それが直接事業者にはなしに、斑鳩町に、公共団体を經由して出ていくということで、全て国のお金で事業が実施されると。失礼、事業者としたら半分は金融機関からの借入れ、それと残り半分を国の補助金で事業は実施されると、こういうことになります。

木澤委員 わかりました。

すみません、もう1点。前回もちょっとお尋ねしたんですけども、プレミアム商品券で、リフォーム券、今年度から新しくされると。この発想というですね、取り組み自体は非常にまあ、商業の活性化につながるものだというふうに思っていますけども、もともとある商品券とこのリ

フォーム券とを分けることによる利点っていうんですかね、その辺のところをもうちょっと教えてもらえますか。

都市建設  
部長

昨年実施されましたプレミアム商品券につきましては、お1人当たり3万円を上限にですね、斑鳩町の商店、参加される商店のほうで買物をしていただいたわけですが、今回はリフォーム券ということで、やっぱりおうちのリフォームとかそういったものを実施するに当たりましては、一定のやっぱり費用も多くかかるやろうということで、今回、リフォーム券はお1人20万円までを買っていただくことができると。それに対する1割がプレミアムとしてついていきますので、住民の方々はですね、日常生活に使うものだけじゃなしにですね、そういった大口の買物といいますかリフォーム等にも使っていただくことによって、地域の商店あるいは商工業者ですね、の活性化が図っていただけるのではないかと、こういったことを目的としてされております。そういうメリットがあるかと思えます。

木澤委員

金額、買える枠をふやすということが違うっていうのはわかるんですけど、だから、例えばそれやったら普通のプレミアム商品券の買える枠をふやしてリフォームに充てるということもできるかと思うんですけども、わざわざリフォーム券として別個でつくっていることの利点っていうのは、それ以外の何かあるんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

これにつきましては、普通のプレミアム商品券でしたら皆さんスーパーとか、普段の日用の消費財の購入にどうしても意識が働きます。それで、例えばもう上限3枚とかなってきます。ところが。去年までそれでした。そういう発想をいたしますと、例えば家、この部分良うしたいという方についてはあまり使われないので、町内の例えば中小企業さんのそういう業者さんにはプレミアム商品券は回っていない、いかないとい

うことで、奈良県内のほかの自治体でもリフォーム券は独自に発行して、その発行分については、その金額についてはやはりリフォーム業界というかそういう建設業界のほうにもお金が回るであろうと。それで全体として商工業の活性化につながるということで、ほかの町村でも別々に発行しておられます。

木澤委員 用途を限定することでより適用の範囲を広げるということですね。はい、わかりました。結構です。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 ほかにも、理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。井上観光産業課長。

観光産業課長 第34回の斑鳩町商工まつりの開催についてご報告させていただきます。

恒例となっております斑鳩町商工まつりの開催については、7月26日土曜日の開催に向けて、斑鳩町商工まつり実行委員会、斑鳩町商工会青年部で準備を進められているところでございます。

開催場所につきましては、昨年と同様にいかるがホール全館と斑鳩南中学校東側駐車場となっております。

開催内容につきましては、現在、斑鳩町商工会青年部で協議されておるところでございますけれども、いかるがホールでは、町内外の企業のPR展またはパネル展示などや大ホールでの各種ステージ、それと夜には花火大会などを計画されております。

特に、例年好評をいただいております花火大会につきましては、メモリアル花火と題して花火にメッセージを添えたものなどの募集も考えておりました、この募集チラシを6月1日の広報紙にて挟み込みをしてお

りまして、個人や企業向けに募集が行われているところでございます。

イベント等のより楽しいものになるように毎年変化を加えたものとして計画されているところでございます。

以上で、第34回斑鳩町商工まつりの報告とさせていただきます。

委員長 ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお受けいたします。よろしいですか。

( な し )

委員長 なければ、ほかに何か報告しておくことはございますか。 井上観光産業課長。

観光産業課長 前回、事前委員会でご質問のありました、幸前地区内におきます道路用地を買収した土地で苗代を行っているのではないかというご質問がありまして、現地確認を行いました結果について報告をさせていただきます。

ご質問のあった委員会の日、5月21日に現場を早速確認いたしましたところ、苗代については町が買収いたしました土地の西側の個人地において設置されておりましたことを報告させていただきます。

今後におきましても、町有地への不法占拠等などないよう、定期的な見回りを実施してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員長 ただいまの報告について、何か質疑等ございましたら。 木田委員。

木田委員 それはね、幸前地区の川口貞次さんから申し出があって、それで移転されたと私は聞いています。やっぱりその、初めの段階では、その町を買収した土地にその苗代をやってはったということを聞いてましてんけど、わしが確認したときにはそこにあったのが現実やったからね。だか

らそれ以後に川口貞次さんちゅう方が、いや、それはおかしいのちやうかと町のほうに申し出られてでんな、そうしてそれ移動されたというふうに聞いてましてんけど、そういうなんと違いますのかな。今報告されたように、初めから町の買収地のところにはそういう苗代はされていなかったというふうに町のほうは確認しておられますんかな。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 斑鳩町、私どものほうではですね、今回、そういった住民さんからのご指摘をいただいて指導に入ったというところはございませんでして、我々の確認している中ではですね、されていなかったというふうに考えているところでございます。

委員長 ほか、何か報告しておくことはございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、以上、各課報告事項については終わります。

次に、4番、その他について、各委員から質疑等、意見がありましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと1点お尋ねしたいんですけども、駅に向かって続く第一地所の中なんですけどね、あそこは町道認定はされていない、まあ、道路敷にはなっていますけども私有地になっているというところで、ところどころ行き止まりになっているところがあるんです。その行き止まりになっているところが、溝を挟んで向かいが農地になっていまして、時々自転車が、夜暗くて突っ込んでくるんですね。そこが危険ですよというような標示をするなり、安全対策が必要だというふうに思うんですけども、そういうところに町のほうとして安全対策をしていくという点について、どうなのかなと気になりまして。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設  
部長 今ご指摘いただきましたところの現場、ちょっとまず確認はさせていただきたいと思います。一般の交通にですね、不特定多数の方がですね、大勢の方が通られているというようなこととかですね、そういった状況に応じましてですね、また対応は考えさせていただきたいと思います。

木澤委員 自治会のほうでも危ないという声がありまして、自治会の方が別に突っ込むわけじゃないんやということで、駅に向かう町民さんがですね、広く使われるところなんで、せやから町のほうでぜひ対策してほしいというふうに声がありますので、また検討よろしくお願いします。

委員長 ほか、ございませんか。 小野委員。

小野委員 今、第一地所の中のね、私権があるからその道路上、道路の形状とっているところが町道認定されていないと。だけど舗装もされて完全に皆さんは一般の道路だと思っていると。また、課税もその分については非課税で行っておられると思うんですがね、なぜ町道認定ができないんですかね。それを私はお尋ねしたい。

都市建設  
部長 今ご指摘いただいております件につきましてはですね、実はこの2年、3年前ぐらいからもですね、当時の自治会長さんとも相談をさせていただきながら、地域の方々の中でですね、そういったことで応じていただけるのであればですね、やっぱり今ご指摘いただいたように、町道認定をして管理をしていくということができないかといったこともですね、自治会のほうからも聞かれ、されたこともございまして、そういった相談も自治会の中でしていただいていると思うんですけれども。

当然その中にはですね、今、先ほどからありましたように、個人地がずっと残っていますので、その当然整理等もですね、個人さんの思いも

やはりいろいろございましてですね、なかなかこう、自治会の中でも話ししていただいても前向いて進まないといった状況でですね、自治会長のほうからはですね、そういうご返事をいただいているというようなところでございます。

小野委員 その道路部分を分筆するというについてはね、相続物件であるとかね、いろいろな登記簿上の方っていうか、その方をなかなかしにくいところもあると思うんですが。

今、ちょうど龍田のほうでやっている14条地図、これは国のほうでやりますので、地図作りで、道路部分は登記官がその現場で確認できたということで、職権分筆というのをやります。多分ね、町道認定できないのは、私も龍田地区で町道に認定してほしいということで、私権がそこまであるということでね、分筆させてもらったというか、皆その地元の者が何回か交渉してね、なかなかまとまりにくいんですよ、いろいろなその個人の事情、感情ありますからね。だけど、国のほうでのね、そういう法14条地図、それらをあの地区にね、要望出していかれてね、すれば、分筆自体の費用も町が負担することも要りませんので、クリア、そうしてまたクリアしやすいと、登記簿上ね、だからぜひともやはりその町道に認定していくためにも、そしてこういう安全対策やっていくためにもね、地元へね、からも、法14条地図の要望を出してもらえようね、働きかけをね、説明会をもつていただいたらいいのかなと。

今、同僚委員がそういう安全施設のこととか、また、あそこも下水入れていると思うんですけどね、やはりそれも町道に認定してあったらスムーズに入れていけたんやと思いますけど、全部クリアしているし。特にあの地区については、水路も個人の私権がある、そのような地域だと思っていますので、ぜひとも今こういう話もありますのでね、また法務局のほうへもそういう要望をね、続けて出していただければありがたいと思うんですが、その点どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 14条調査につきましては、前回の、5月21日の委員会でも質問者のほうから質問いただいております。引き続いて要望されたいということで、担当部長のほうから地籍混乱地はほかにもございましてということで、要望もさせていただきますという答弁をさせていただいております。それで、今いみじくも第一地所が出ていましたけども、これについても以前からのこれも要望地区に入っておったと思いますけども、それらを踏まえまして、今、幸いにして地元の町会議員さんもおられますので、非常に積極的にやっていただけるものと期待しておりますので、考えていきたいと思っております。

委員長 ほか、ございませんか。 木田委員。

木田委員 斑鳩町のね、農業用水として活用されております三井の溜池のね、耐震診断いうんですか、それが昨年、去年実施されたと思っておりますねんけど、それは何も報告受けてないねんけども、それはどういう結果になっているのかね、ちょっと教えていただきたいなと思っておりますねんけど。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 本年度ですね、ボーリング調査等も実施しながら、今、委託業者のほうですね、土連のほうへ委託しております、そこで調査をして、最終取りまとめはまだできていないという状況でございますので、ご理解願いたいと思っております。

木田委員 ほんなら本年度でやるということですね。それでまだそれは実施してないということですね。

都市建設部長 ボーリング調査等は実施をされているわけですがけれども、その最終的な取りまとめですね、それがちょっとまだということでございます。取

りまとめて、ある、その結果の状況であったり対策であったりですね、そういったことはこれからまた検討していくという状況でございます。

木田委員　それともう1点ですね、町のほうにも県のほうにもこの要望書としてあがってますねんけども、この富雄川の河川改修ですわな、これについて、今現在、東洋シールの、これ、要望書にも書いているけど、東洋シールのところ止まっているのがもう何年にもわたって止まっているねんけども、それ以後のその進展状況いうんですか、この要望書出しておられる方たちに、そういう返事っちゅうんですか、現在の現状を、しておられるのかどうかですわね。

この間、5月の末頃やったと思いますねんけど、これ持ってきはって、こういうなんを出させてもらおうと思ってますねんけどということなんですけど、今までから町と県に対して出させてもうてんねんけど、まだ未だに動かんような状況やからどうなってるのかなというふうな状況で来られたんですねんけども、現在、その状況いうんですか、これから進めて、県のほうで進めておられると思いますねんけど、その状況についてですね、一般質問なんかでも出ていますとおり、やっぱりあそこが一番心配しておられるということで、やっぱりそれを解消するためには河川改修を一番先にやってもらわないかんねんけども、それがまだ現在ああいう状態やから、どうなるのかなというふうにおっしゃったんですねんけども、それについて、今現在どのように進められておるのか教えていただきたいと思います。

委員長　　佃田建設課長。

建設課長　　富雄川の改修につきましては、今現在、西安堵井堰の交渉がまだ続いているような状況でございます。それが解決できないので、今そこでまだ県としてもその解決に向けて努力しているということで聞いております。

木田委員

いやその、もう努力してはるいうのはそれはわかるねんけど、それがもうあそこで止まってからもう何年もあるわけですよ。だからその間のその進捗状況いうんですか、やっぱり熱心に県のほうもやってもらっておるといふふうに理解したら、もうちょっとなんかこう進むのと違うかなというふうに、やっぱり住民の方としてはそういうふうに取り扱っておられると思いますのでね、現状はこうやっていう形で、それ報告なりなんなりしたほうがええのと違うのかな。あれ、あの状態が、やっぱり西安堵のその井堰だけの問題で済まされるのか、これからまだやっぱり阿波とか高安の井堰も関係してくるからね、一応やっぱりこの中の何では幸前、高安西、高安陸、高安新町というような形で要望書を出しておられるということは、やはりその周辺の人にはやっぱりそないして心配しておられるということなんでね、だから、なんとか、どういう状況になっているのかなって言うてはるだけで、現実問題として何も実施されるっちゃうんですか、何かその目に見えたものが表れないので、それで心配しておられるのでね。

ことは今のところ空梅雨やけど、7月になったらやっぱり雨も大分降るようなことも、まあ予報やからわからへんけど、そういう予報も出しておるというような中でね、やっぱりそういう人的な被害とか、やっぱり被害を出さないためにも、どういうふうに進めておられるのかね、それを要望書を出しておられる地域の方に対してもやっぱり説明してあげるのが、行政の仕事でもないのかなというふうに思いますねんけど、その点についてですね、自治会長なんか替わらしたら、わしらそんなまだわからへんねんというふうな形で受け止めておられるから、その進捗状況について、今後やっぱりそういう周知いうんですか、それをしとあげたらええの違うかなと思いますねん、その点についてどうですかな。

委員長

小城町長。

町長

いずれにいたしましても、やっぱりこれ、県の郡山土木あるいは町道、

西安堵の関係等の井堰、それとあわせて西安堵、興留、そしてまた高安がございますから、高安もやっぱりそういうところに入って行くというやっぱり気持ち持たなかったら、それは西安堵解決したらそれでええねんというわけには、私はいかないと思いますから、そこらのところ十分ですね、西安堵とも話はするんですけども、結局は西安堵の人は、やっぱり年いった人が亡くなっていく、その人が水利の関係、自由にやっていたけども、そのときは大体話がうまくいっていたけども、またあかんねんという状況をですね、繰り返しているという状況でですね、なかなか遅々として進まない、そういう現況を考えますと、やっぱり興留の改良区、あるいはまた高安の関係ですね、それはやっぱり皆さん方が合意になってもらうことが一番大事ですから。

当然やっぱり今、雨というのはもうこの間でも、栃木県とか新潟ではですね、1時間にもう既にもう今まで降った以上の雨が降ったとかいうことも考えられますのでね、やっぱり一番その、梅雨がどうやというよりも、このごろ一番怖いのはやっぱり瞬間的な雨、これをやっぱりどうして対応していくかということがございますから、我々としては、やっぱり西安堵あるいはまた興留、あるいは高安にとっては、できるだけやっぱり話を早くでき得ればですね、進めていただいて、早く結論が出るようにね、していきたいと思っています。

木田委員 町のほうもそないして努力してもらえようをお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 ほかにないようですので、継続審査についてお諮りいたします。  
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定したいと思います。

いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時46分 閉会 )